

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年5月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101507号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200027号

第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を2万6,000円、同年12月18日の標準賞与額を8万円、平成27年3月31日の標準賞与額を3万3,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日、同年12月18日及び平成27年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年7月24日、同年12月18日及び平成27年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成2年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年7月24日
② 平成21年12月18日
③ 平成27年3月31日

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間①、②及び③の賞与記録がないことを知ったので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された金融機関による賞与振込に係る明細表、事業主の回答及び請求者から提出された預金通帳の写し並びに他の従業員の請求期間①、②及び③に係る賞与明細書により、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記明細表、事業主の回答及び請求者の預金通帳の写し並びに他の従業員の請求期間①、②及び③に係る賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は2万6,000円、請求期間②は8万円、請求期間③は3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 21 年 7 月 24 日、同年 12 月 18 日及び平成 27 年 3 月 31 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101536号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200028号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和61年6月1日から同年5月16日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

昭和61年5月16日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和61年5月16日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年5月16日から同年6月1日まで

A社に勤務していた請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。請求期間に同一企業内での転勤はあったものの、退職した事実はなく、継続して勤務しているため、調査の上、記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された請求者の人事カード、従業員台帳(基本情報及び発令情報)及び同社の回答並びに請求者から提出された、発令記録及び平成30年退職所得の源泉徴収票・特別徴収票により、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務(昭和61年5月16日にC社からA社へ異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における事業所別被保険者名簿で確認できる資格取得時(昭和61年6月)の厚生年金保険の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和61年5月16日から同年6月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料

を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101341号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2200008号

第1 結論

昭和56年4月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月から昭和58年3月まで

私は、大学を卒業してアルバイトを1年程行った後、請求期間当時は大学院の研究生だったため、父が将来のことを心配して、昭和56年4月頃に私の国民年金の加入手続を行い、両親が国民年金保険料を納付してくれました。

請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、請求期間を納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時は学生で、昭和56年4月頃に父親が請求者の国民年金の加入手続を行い、両親が国民年金保険料を納付してくれた旨回答及び陳述している。

しかしながら、請求者に係るオンライン記録によると、初めて国民年金の被保険者となった昭和56年4月1日に係る被保険者資格の入力処理が平成4年9月18日に行われており、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、平成4年9月頃に払い出されたことが推認できる。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、氏名検索による調査を行ったところ、請求者に対して、上記の国民年金番号以外に国民年金番号が払い出されていることを確認することができない。

さらに、請求期間当時、住民登録していた市区町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金番号が払い出され、年金手帳が交付されていたところ、請求期間当時居住していたとするA市B区を管轄していたC社会保険事務所(当時)において、昭和56年2月から同年7月頃までの期間に払い出された国民年金番号について、国民年金手帳記号番号払出簿により、目視確認による調査を行ったが、請求者に対して、国民年金番号が払い出されていることを確認することができない。

これらのことから、請求者に係る国民年金の加入手続は、平成4年9月頃に行われたと考えられ、当該加入手続時点において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

加えて、請求者は、請求期間である昭和56年4月1日から昭和58年4月1日までの期間について、被保険者記録照会回答票には加入月数24か月と明記されているほか、所有している年金手帳の国民年金の記録(1)のページには国民年金の被保険者期間として記載されており、これらは請求期間の国民年金保険料が納付済みであることを示す証拠である旨回答及び陳述しているものの、これらの記載は、平成4年9月頃に国民年金の加入手続を行った際に、国民年金の被保険者期間について、遡って資格取得した期間を記載したものであると推認できる。

また、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の両親は、既に亡くなっており、請求期間の納付状況等を聴取することができないことから、請求期間の納付状況は不明である。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101455号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200026号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成7年4月15日から平成9年9月1日まで
② 平成9年11月1日から平成12年8月15日まで

請求期間①はA社の、請求期間②はC社の、それぞれが経営する飲食店に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者となっていないとして、訂正請求をしたが、令和3年8月19日付で記録の訂正はできない旨の決定がなされた。請求期間①はA社が経営する「D」に勤務し、後に「E」の副調理に任命された。請求期間②はC社が経営する「F」と「G」に勤務していた。再度調査の上、請求期間①及び②に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①の訂正請求については、i) A社で営業企画として「D」を企画したとする者は、請求者は正社員ではなく、厚生年金保険に加入させていなかったと思う旨陳述している上、同社において総務部経理担当をしていたとする者は、調理人等に関しては、本人の希望で厚生年金保険に加入しないこともあった旨回答しているほか、当該経理担当者が名前を挙げた者も本人の雇用形態により厚生年金保険に加入しないこともあった旨回答していること、ii) B社の事業主は、平成15年以前の情報は既になく、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かは不明と回答しており、請求者も給与明細書等の資料を保有していないこと、iii) このほか、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、既に令和3年8月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定(以下「不訂正決定」という。)が通知されている。

これに対して、請求者からは、新たな資料の提出はないものの、請求期間①において、「D」

の後に「E」の副調理に任命されたことを記憶しており、厚生年金保険料を控除されていた旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、改めてB社に照会したものの、同社の担当者は、「E」の食堂はA社が経営していたが、当時のことは分からない旨陳述している上、同社の別の担当者は、平成15年より前の資料はない旨陳述していることから、請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

- 2 請求期間②の訂正請求については、i) 請求者は、「F」で勤務していたとして3人の姓を挙げているところ、そのうち二人の姓については、請求期間②において、C社の厚生年金保険被保険者の中に同姓の者が存在せず、残る一人については、同姓の者に照会したものの回答がなかったこと、ii) 事業主は、請求者は元事業主が連れてきた人材であったことからどのような条件で勤務していたか不明であり、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについても不明である旨回答している上、請求者も給与明細書等の資料を保有していないこと、iii) このほか、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、既に令和3年8月19日付けで不訂正決定が通知されている。

これに対して、請求者からは、新たな資料の提出はないものの、請求期間②において、「F」と同時に「G」で勤務しており、同僚二人とともに自身の給与明細を見たことを記憶しているとして、厚生年金保険料を控除されていた旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、改めてC社に照会したものの、同社の担当者は、「G」を経営していたが、請求者の労働条件や厚生年金保険料の控除の有無については不明である旨陳述している。

また、請求者が自身の給与明細を一緒に見たとして名前を挙げた同僚二人は、いずれもC社における厚生年金保険被保険者記録は確認できず、このうちの一人は、請求者の給与明細を一緒に見たかどうか及び控除の有無についての照会に対し、昔のこととして、はっきりと記憶していない旨陳述しており、残りの一人は、連絡先が判明せず、照会することができない。

以上のことから、請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

- 3 そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。